

数値予報モデル開発懇談会運営要領

平成 29 年 6 月 1 日制定

令和 2 年 10 月 9 日改正

令和 3 年 7 月 26 日改正

気象庁は、数値予報モデル開発に関する現業と研究の知見を結集し、現業気象予報の精度向上に資することを目的として、下記により数値予報モデル開発懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

記

（任務）

1 懇談会の任務は、次のとおりとする。

- （1）現業数値予報モデルの開発に関する計画、進捗及び検証の技術的な検討
- （2）現業数値予報モデルの出力データの研究での利活用に関する検討
- （3）気象庁と大学・研究機関相互の研究開発課題の創出に資する検討

（構成）

2 懇談会は、大学や研究機関等の専門家を委員として、最大 15 名程度で構成する。

（委嘱及び任期）

3 委員は、気象庁情報基盤部長が委嘱する。任期は、原則として 2 年以内とする。ただし、再任は妨げない。

（会長）

4 懇談会に会長を置き、委員の互選によって、これを定める。

5 会長は、懇談会の議事運営を行う。

（招集）

6 懇談会は、会長の要請に基づいて気象庁情報基盤部長が招集する。

7 会長は、懇談会の運営上必要があると認めるときは、委員以外のものの参加を求めることができる。

（庶務）

8 懇談会の庶務は気象庁情報基盤部数値予報課が処理する。

（細目的事項）

9 この要領に定めるもののほか、懇談会の議事運営に関わる事項は、会長の同意を得て気象庁情報基盤部長が定める。

（付則）

本運営要領は、平成 29 年 6 月 1 日から実施する。

（付則）（令和 2 年 10 月 9 日 気企第 94 号）

本運営要領は、令和 2 年 10 月 9 日から実施する。

（付則）（令和 3 年 7 月 26 日 気企第 50 号、気数第 12 号）

本運営要領は、令和 3 年 7 月 26 日から実施する。